

各 位

会 社 名 株式会社クレックス  
代表者名 代表取締役社長 小野 和一  
(JASDAQコード番号：7568)  
問合せ先 取締役管理部長 若山 博史  
(TEL 043-234-2242)

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議 並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 23 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 26 年 1 月 23 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、種類株式発行等に係る定款の一部変更、全部取得条項（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）に係る定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 当社定款の一部変更等の内容②」において定義いたします。以下同じです。）の取得について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項に係る定款の一部変更について、本日開催の当社普通株式を保有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場（以下「JASDAQ 市場」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 26 年 3 月 12 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 26 年 3 月 13 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ 市場において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 26 年 3 月 17 日を全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、その保有する全部取得条項付普通株式の全部（当社の保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を、平成 26 年 3 月 18 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社 A 種種類株式（下記「I. 当社定款の一部変更等の内容①」において定義いたします。）を 100,000 分の 1 株の割合をもって交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 26 年 1 月 23 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法により、当社の株主を SHC 株式会社（以下「SHC」といいます。）並びに平山貞夫氏、平山睦子氏、平山立志氏、平山大志氏、平山恒産株式会社、有限会社大恒及び有限会社三恒（以下、平山貞夫氏、平山睦子氏、平山立志氏、平山大志氏、平山恒産株式会社、有限会社大恒及び有限会社三恒を総称して「非応募残存株主」といいます。）のみとするための手続（以下「本全部取得手続」といいます。）を実施することについて必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、普通株式とは別の、定款変更案第5条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行することができる旨の定めを設け、当社を会社法第2条第13号に定義する種類株式発行会社といたします（以下「**手続①**」といいます。）。
- ② **手続①**による変更後の当社の定款の一部を更に変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを設けます（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する場合には、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を100,000分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けます（以下「**手続②**」といいます。）。
- ③ 会社法第171条第1項並びに**手続①**及び**手続②**による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式100,000分の1株の割合をもって交付いたします。なお、SHC及び非応募株主以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります（以下「**手続③**」といいます。）。

## II. 当社定款の一部変更等に係る各議案の承認決議

### 1. 種類株式発行等に係る定款の一部変更（**手続①**）及び全部取得条項に係る定款の一部変更（**手続②**）の承認決議

#### (1) 承認可決された変更の内容

本全部取得手続のうち**手続①**の種類株式発行等に係る定款の一部変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

また、本全部取得手続のうち**手続②**の全部取得条項に係る定款の一部変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款の一部変更の内容は、平成26年1月23日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行等に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」に記載のとおりであり、また、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款の一部変更の内容は、同プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）」に記載のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力発生日

本全部取得手続のうち**手続①**の種類株式発行等に係る定款の一部変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。

また、本全部取得手続のうち**手続②**の全部取得条項に係る定款の一部変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成26年3月18日に発生いたします。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得（**手続③**）の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

本全部取得手続のうち**手続③**は、その他の必要事項の決定を当社取締役会にご一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成26年1月23日付当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

#### (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本全部取得手続のうち**手続②**の全部取得条項に係る定款の一部変更の効力が発生することを条件として、

平成 26 年 3 月 18 日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

### （3）全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日において、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 100,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

当社は、A 種種類株式を全部取得条項付普通株式の取得対価として交付したことにより生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て、SHC に対して A 種種類株式を売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の各株主様が保有していた全部取得条項付普通株式の数に 1,275 円（SHC が平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 11 月 18 日まで当社普通株式に対して行った公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

### III. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は次のとおりです。

種類株式発行等に係る定款の一部変更（手続①）の効力発生日	平成 26 年 2 月 10 日（月）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 26 年 2 月 10 日（月）
定款変更に関する通知公告（全部取得条項設定に関する事項）及び全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日設定公告	平成 26 年 2 月 25 日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成 26 年 3 月 12 日（水）
当社普通株式の上場廃止日	平成 26 年 3 月 13 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日	平成 26 年 3 月 17 日（月）
全部取得条項に係る定款の一部変更（手続②）の効力発生日	平成 26 年 3 月 18 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付（手続③）の効力発生日	平成 26 年 3 月 18 日（火）

以 上